



池上・神田法律事務所
IKEGAMI KANDA LAW OFFICE

Lawyer's Letter

Vol.4

2019.6.25

“闇営業”を考える

お笑い芸人による“闇営業”的問題が世間を騒がせています。“闇営業”という言葉の響きが、なんかものすごく悪そうなことをしている感じですが、具体的には何がいけないのでしょうか？少し分析的に考えてみようと思います。

今、問題になっている“闇営業”的概要は次の通りです。

「複数の有名お笑い芸人が、所属するマネジメント事務所の後輩を窓口に、事務所を通さずにあるグループの忘年会にゲストとして出席し、歌やトークを披露したところ、そのグループが組織的詐欺グループだった」というものです。窓口になった後輩芸人は即刻、マネジメント契約を打ち切られました。有名お笑い芸人らは、発覚当初、「ギャラは受け取っていない」「詐欺グループであることは知らなかつた」と釈明していましたが、のちにマネジメント事務所から金銭の授受はあったと発表され、謹慎処分となりました(先方が反社会的勢力であるとの認識については引き続き否定しています)。

問題点はいくつかあります。

- ①マネジメント事務所を通さずに仕事を受けたことが、事務所との契約違反に当たるか
 - ②詐欺グループという反社会的勢力と取引したこと
 - ③ギャラを税務申告しないと脱税になる可能性がある
- などです。

前記の「ギャラは受け取っていない」という釈明は①と③を、「詐欺グループとは知らなかつた」という釈明は②を否定しています。

今回の件で社会的影響が大きいのは②です。歴史的に、芸能界と反社会的勢力の関係には根深いものがあります。もともと、興行を反社会的勢力が取り仕切っていたことに由来します。しかし、平成16年頃から各自治体で暴力団排除条例が相次いで制定されたことや、政府が平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を打ち出したことなどの取り組みにより、反社会的勢力の排除に関する意識が高まり、芸能界でも反社会的勢力との交際はNGという考え方が定着してきました。特に、テレビ局や番組スポンサー企業はこの点に神経をとがらせているので、出演契約に際しては、反社会的勢力との関係が判明した場合には契約解除や損害賠償という条項が盛り込まれているはずです。

もちろん、芸能以外の各企業にとっても、反社会的勢力の排除は極めて大きな問題であり、現在ではほとんど全ての契約書に暴力団排除条項が記載されています。

“闇営業”において「事務所を通さない」という部分の弊害の一つに、事務所が入らないことにより反社会的勢力に対するチェック機能が働かない、という点があります。

①の問題については、通常、マネジメント事務所はタレントとの間で専属マネジメント契約を結びます。事務所を通さずに直接仕事を受けると、この点で事務所との間で契約違反になり、事務所との関係では民事的なペナルティ(契約解除や損害賠償)を受ける可能性があります。もっとも、今回の件の事務所では、所属タレントとの間で契約書を交わしていないううので(本当ないのか、ジョークなのは知りませんが…), 事務所側が芸人側に対し専属契約違反をどこまで追及できるかは不明です(契約書がなくても合意があれば契約は成立しますが、契約書がないと訴訟になったときに契約の内容を立証するのが極めて困難です)。

③の問題については、きちんと税務申告して納税しましょうね、というほかありません。

「会社を通さず仕事を受ける」という文脈では、一般企業でも、営業担当者や業務委託先が会社の顧客と直接取引をする、という形で似たようなことが起こりうるので、もう少し詳しく書きたいところですが、紙幅の関係で別の機会に譲ります。

(弁護士 神田敬郎)

代表弁護士より

当事務所HP(<http://ik-lawyer.jp>)も、開設1年半を迎え1,000アクセスを達成致しました。元々、HP経由でお越しになるご依頼者様を多く想定した事務所ではないのですが、多くの方にご覧頂きまして、有り難い限りです。当事務所の執務予定だけでなく、様々な情報をアップしていければと思っておりますので、引き続き宜しくお願い申し上げます。

(弁護士 池上壯一郎)

発行/ 池上・神田法律事務所

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-1 九段シルバーパレス902

都営新宿線「市ヶ谷」駅 徒歩2分

☎ 03-6272-4008

事務所HP
<http://ik-lawyer.jp>



編集後記

元号が令和に切り替わって約2カ月。皆様は少しずつ慣れてきたでしょうか？私はなかなか慣れず、仕事の書類を作成してプリントアウトしてから、「平成31年」と書いているのに気づくことが何度もあります。

民間企業では、書類が西暦であることが多いと思いますが、裁判所や官公庁はほとんど元号なのです。とりあえず、早めに慣れたいと思います。

本ニュースレターは顧問先企業様のほか、お世話になった皆様にお届けしています。ご意見、ご感想又はコラムで話題にしてほしい題材などありましたらお気軽にご連絡ください。